

平成 28 年 9 月 20 日

各位

株式会社 南日本銀行

## 生命保険代理店手数料の開示等について

株式会社南日本銀行（頭取 森 俊英）は、お客様により安心して生命保険商品の選択を行っていただくために、平成 28 年 11 月より、「保険代理店手数料の開示」と「保険代理店手数料の受領方式の変更」を開始しますので、お知らせします。

記

### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約※1）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に開示します。代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客様から直接いただく費用ではありませんが、お客様が商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することとしました。

※ 1：変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能付保険など、市場リスクを有する生命保険商品。

### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受け取る代理店手数料について、保険会社各社と同意ができた商品から順次、契約時に一括して受領する方式から、「販売手数料※2」と「継続手数料※3」に分けて受領する方式に変更してまいります。

※ 2：募集時のコンサルティングの対価として販売額に応じて保険会社から受領する手数料。

※ 3：アフターフォロー等の対価として契約期間中に保険会社から受領する手数料。

当行は、これらの取り組みを通じて、今後もお客様のニーズにあった商品・サービスを提供してまいります。

以上

【本件に関するお問合せ先】

営業統括部 担当；宇都・堀内

Tel.099-226-1291